

高齢者福祉施設
すこやかなの里ケアハウス重要事項説明書
《令和6年10月1日現在》

1. 事業の目的

低額な料金で家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入居し、日常生活上必要な便宜を供与しもって入居者が、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とします。

2. 運営方針

- ① 居宅での生活が困難な方でも安心して日常生活が送れるように、食事や入浴場を提供します。
- ② 日常の生活が居宅での生活と変わらず、趣味や教養娯楽などが楽しめるように行事などを工夫し生活を支援します。
- ③ 身体機能が低下し介護が必要となっても、在宅サービスを活用しながら生活ができるように相談援助を致します。

3. 事業所の所在地および職員体制

所在地：福島市沖高字中島14番地の1 電話：024-563-1554
施設長（兼務）：1名 生活相談員：1名 介護員：1名 事務員(兼務)：1名

4. 施設の概要

居室：定員30人 一人部屋26室(24.45㎡) 二人部屋2室(48.9㎡)
共用室：談話室 食堂 浴室(男女別) 洗濯室
その他：屋上物干し場 園芸用畑 駐車場 出張美容室(有料)

5. 夜間の管理体制

夜間の管理は宿直者を配置し、施設の管理業務を行いながら、夜間の緊急呼び出しにも対応します。そのため多少の時間がかかる場合があります。

6. 食事及び入浴について

① 食事時間

《朝食》7:30~8:15 《昼食》11:45~12:30 《夕食》17:45~18:30

② 欠食の取り扱いについて

欠食希望者は欠食届け用紙を締め切り時間までに提出することにより減額が受けられます。

	届出締め切り時刻	欠食による減額料
朝食の欠食届け	4日前の午前9時00分まで	203円
昼食の欠食届け		254円
夕食の欠食届け		254円

③ 入浴時間 10:00~18:30(水曜日はお湯交換の為午後の利用です。)

7. 洗濯について

- ① 洗濯場に有料の洗濯機と乾燥機があります。屋上に洗濯物干し場もあります。
- ② 洗濯機と乾燥機の使用時間は7:30~20:00です。
- ③ 洗剤は各自負担です。

8. 外出・外泊・面会について

- ① 外出・外泊簿に必要事項を記入して外出・外泊してください。
- ② 面会者は正面玄関にて受付簿を記入してください。
- ③ 夜間は月~土曜日18:00、日曜日17:30に玄関の鍵が閉まります。施錠後の面会や帰宅が遅くなる場合はご連絡ください。

9. 居室の利用について

- ① 居室は各自で清掃をし、清潔にご留意ください。
- ② ゴミは分別し袋に入れて、1階東側の収集箱に出してください。
- ③ 使い慣れた家具等の持ち込みは自由です。限られたスペースのため煩雑にならないよう注意してください。

10. 利用料について

- ① 利用料は別紙利用料金表の通り、管理費・生活費・事務費・共益費1,100円及び、居室使用の電気代・水道代の合計です。
- ② 11月から3月までの冬季間は暖房費として月額5,426円が生活費に加算されます。
- ③ 事務費は、毎年入居者の前年(1月~12月)の年間収入を元に算定し、8月分から更新されます。利用料は月末締め、請求書は翌月の10日までに発行します。
- ③ お支払いは翌月の20日(20日が土・日・祝祭日の時には翌営業日)に指定の金融機関から自動引き落としさせていただきます。
- ④ 2人用居室は原則として2人で利用するものですが、1人用居室に空きがない場合に限り1人での利用を認めます。ただし、1人用居室が空き次第、速やかに移っていただきます。2人で利用されていても、2人のうちいずれかに契約の終了事項が発生し、もう一方の者が利用継続する場合も同様となります。2人用居室を1人で利用する場合、生活費及び事務費は1人分、管理費は2人分の1/4を減額した金額となります。
- ⑤ 駐車場を使用する場合は月額2,000円とし、別途契約を取り交わし、契約期間は解除申告があるまで自動更新とします。

11. 防災・防犯について

- ① 居室には石油ストーブ、電気ストーブ、線香など火災につながる物の持ち込みはできません。カーテンやのれん等は防災仕様の物をご使用ください。
- ② すこやかやのれん等の敷地内は全面禁煙です。喫煙される方は入居できません。
- ③ 現金、貴重品は施錠したところに各自管理してください。
- ④ 外出するときには、ドアや窓の施錠をしてください。

- ⑤ 総合防災訓練は年2回以上行います。なるべく参加し防災に努めてください。

1 2. 業務継続計画の策定等について

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、それに従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画内容の変更を行います。

1 3. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

1 4. 入居にあたっての禁止行為

事業所・職員に対する以下のような各種行為を禁止します。

- ① パワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② モラルハラスメント（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的な言動、好意的態度の要求、必要もなく手や腕、身体をさわる等の性的な嫌がらせ行為）
- ④ マタニティハラスメント（妊娠や出産に関する言動で相手を差別や迫害する行為）
- ⑤ カスタマーハラスメント（入居者、その家族から度を越えた、または悪質なクレームや要求行為）
- ⑥ サービス提供中の職員の写真や動画の撮影、録音等をおこなうこと。また、それらを無断で SNS 等へ掲載すること。

事業所及び職員が、入居者またはその家族から上記ハラスメント行為を受け、職員の心身に危害が生じ、または生じるおそれのある場合であって、その危害の発生または再発を防止することが著しく困難である等により、入居者に対してサービスを提供することが著しく困難になった場合、契約を解除させていただくことがあります。

1 5. 日常の生活について

- ① 廊下や談話室、食堂など共用部分は公的なスペースです。無断で私物を置いたり、寝姿勢での利用はできません。
- ② 不注意により施設の備品等を破損した場合は修理代を頂きます。
- ③ 不注意による火災や浸水による施設および他者への損害弁済のために、不動産保険の加入をおすすめします。
- ④ 居室でのペットの飼育はできません。
- ⑤ ケアハウスは共同生活の場です。お互いに協力し譲りあって生活して下さい。
- ⑥ 入居者同士での金銭の貸し借りは行わないようにお願いします。トラブルに発展した場合は、入居

者・身元保証人の責任の下で解決に努めて頂きます。

- ⑦ 施設内での営利行為や宗教の勧誘活動、特定の政治活動はできません。
- ⑧ 消灯は21:00、点灯は6:00となります。消灯後はイヤホンの着用にご協力下さい。
- ⑨ 職員に対する御礼やお心遣いをご遠慮させていただきます。
- ⑩ 緊急時の対応や入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ大原総合病院等を協力医療機関として定めております。

16. サービス内容に関する相談・苦情について

施設サービスに関する入居者及びご家族からの相談・苦情に対し、迅速かつ適切に対応し、誠意をもって解決することに努めます。

- ① すこやかのリケアハウス 電話：024-563-1554
 - ・苦情受付責任者 和光 静江 (生活相談員)
 - ・苦情解決責任者 佐藤 美幸 (施設長)
- ② 苦情処理委員会第三者委員
苦情解決における客観性と社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を委嘱しています。法人本部にお問合せ下さい。電話：024-552-1377
- ③ 当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を申し出ることができます。
 - ・福島市 介護保険課 電話：024-525-6587
 - ・伊達市 高齢福祉課 介護保険係 電話：024-575-1299
 - ・福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係 電話：024-528-0040※福島県国民健康保険団体連合会の受付時間は9:00～16:00です。

17. 事故発生時の対応

- ① 入居者に事故が発生した場合は、速やかに保証人に連絡すると共に必要な措置を講ずるものとし、また必要により福島市へ報告します。
- ② 事故の状況および行った措置は記録します。これらは事故防止委員会を開催し、今後の事故防止に向けた対策を講ずるものとし、
- ③ 入居者へ賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、

18. 虐待防止の為の措置

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとし、

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備をします。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

19. 契約の解除および終了

- (1) 施設の契約解除

次の各号のいずれかに該当する場合には、60日の予告期間において、契約の解除を通告します。

- ① 入居の要件に関して虚偽の届け出を行ったと認められたとき。
- ② 利用料を2ヶ月以上支払わなかったとき。
- ③ 事務費の算定にあたって、虚偽の届け出を行ったと認められたとき。
- ④ 承諾を得ないで、施設の造作や模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき。
- ⑤ 介護等を必要とする状態であっても、それらを受けることができないとき。
- ⑥ 金銭の管理や各種サービスの利用について自分で判断できないと認められるとき。ただし身元保証人と協議し第三者が責任管理を行う場合はこの限りでない。
- ⑦ 喫煙や飲酒等により事故を起こす体調を崩す等、他入居者及び職員に迷惑をかける行動でケアハウスでの生活が困難と判断するとき。
- ⑧ その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。

(2) 入居者の契約解除

30日以上予告期間をもって退去届を提出するものとし、記載日をもって契約は解除されたものとしてします。

(3) 契約の終了

入居者が死亡したとき。または、上記(1)(2)の予告期間が終了したとき。

20. 身元保証人

- ① 契約時に2名の身元保証人を定め、契約不履行があった場合には、契約から生じる一切の責務を連帯して負うものとしてします。
- ② 入居者が事故や体調不良により、自身で通院等ができない時は、身元保証人が入居者を支援し対処するものとしてします。

21. 当事業所の概要

名 称	社会福祉法人すこやか福祉会
代表者	理事長 佐藤 進也
事 業	1. 介護老人福祉施設 すこやかの里特別養護老人ホームの設置経営 2. 短期入所施設 すこやかの里ショートステイの設置経営 3. 軽費老人ホーム すこやかの里ケアハウスの設置経営 4. 通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンターの設置経営 5. 認知症対応型通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンター別館ひなたの設置経営 6. 住宅型有料老人ホーム すこやかの里・瀬上の設置経営 7. 小規模多機能型居宅介護事業所 すこやかの里・瀬上の設置経営 8. 居宅介護支援事業所 すこやか指定居宅介護支援事業所の設置経営 9. 地域包括支援センター 北信東地域包括支援センターの設置経営 10. 通所介護事業所 南沢又デイサービスセンターの設置経営 11. 認知症対応型通所介護事業所 ふれあい・瀬上の設置経営 12. 通所介護事業所 すこやか・ラコパの設置経営

13. 認知症対応型通所介護事業所 すこやか・ラコパ別館あかりの設置経営
14. 居宅訪問介護事業所 すこやかホームヘルプセンターの設置経営
15. その他これに付随する業務

令和 年 月 日

高齢者福祉施設すこやかの里ケアハウス入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に
基づき重要な事項を説明しました。

事業者	福島市冲高字中島14-1 社会福祉法人すこやか福祉会
施設名	すこやかの里ケアハウス
施設長	佐藤美幸
説明者氏名	Ⓜ

私は、契約書および本書面により、事業者から入居に関して重要な事項の説明を受けました。

入居者 住所

氏名 Ⓜ

身元保証人 住所

氏名 Ⓜ